

平成 24 年 10 月 23 日  
復 興 庁

被災 3 県における土量調整について

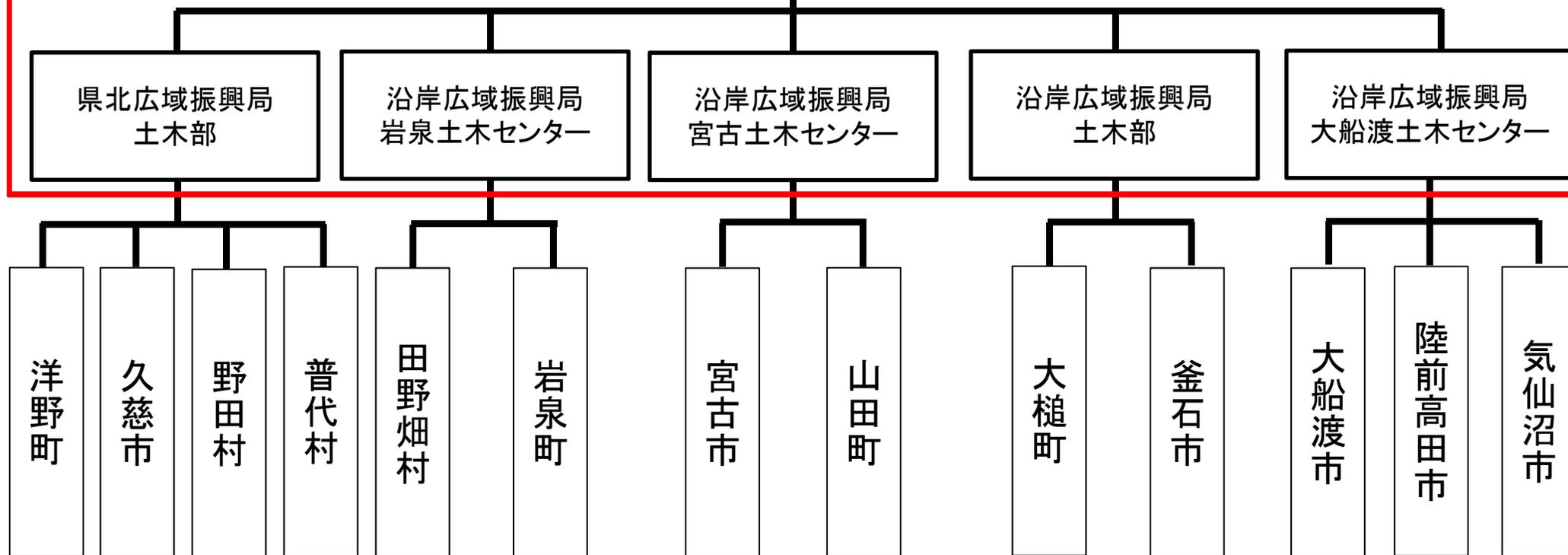
事業主体を中心に必要土量の確保に努めているところであるが、復旧・復興工事の進捗に伴い、広域的な調整の必要性が高まっており、被災 3 県において、以下の取り組みを行っている。

	岩手県	宮城県	福島県
名称	岩手県土量連絡会議	震災復興に伴う盛土材連絡調整会議	津波被災地不足土対策連絡協議会
メンバー	東北地方整備局、岩手県、岩手県被災沿岸市町村、気仙沼市（宮城県）、岩手復興局	宮城県、宮城県被災沿岸市町村	関東森林管理局、東北地方整備局、福島復興局、福島県、市町村（新地町、相馬市、南相馬市、広野町、いわき市）、ネクスコ東日本東北支社
事務局	岩手県（県土整備部）、岩手復興局	宮城県（土木部）	福島県（土木部）
開催目的	関係機関における土量の過不足量についての情報共有を行う。	盛土材を安定して確保し、必要となる許認可などの迅速化及び盛土材の需給調整を行う。	各地区・各事業における発生土・不足土量情報の共有や不足する土量の確保策の検討を行う。
開催実績	第 1 回 平成 24 年 9 月 13 日	第 1 回 平成 24 年 9 月 10 日	第 1 回 平成 24 年 9 月 7 日
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土量データを 3 カ月に 1 度の頻度で更新し、その都度情報共有を行う。</li> <li>・具体的な調整は、各発注機関間で直接行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土量調査・土取場候補地調査の結果とりまとめ、許認可等に関する情報共有・意見交換（10 月中）</li> <li>・土取場設置のための調査・調整等の開始（10 月以降）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土材確保策として考えられる案の提示。提示案に対する課題の整理（11 月頃）</li> <li>・課題解決策の検討。盛土材確保の具体案の提示・検討（1 月頃）</li> <li>・盛土材確保に係る方針策定。次年度以降の進め方の確認（3 月頃）</li> </ul>
参考資料	別紙 1	別紙 2 ～ 3	別紙 4

# <岩手県 組織体系図>

## 岩手県土量連絡会議

復旧・復興工事の円滑推進に係る連絡調整会議 事務局



※困ったこと、調整事項は、『復旧・復興工事の円滑推進に係る連絡調整会議』の事務局へ相談

## 震災復興に伴う盛土材連絡調整会議設置要綱

## (設置)

第1条 東日本大震災に伴う復旧・復興事業の推進にあたり、盛土材を安定して確保し、必要となる許認可などの迅速化及び盛土材の需給調整を行うため、震災復興に伴う盛土材連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 連絡調整会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 盛土材採取に伴い必要となる各種協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 盛土材の需給調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## (組織及び会議)

第3条 連絡調整会議の構成員は、別表1に掲げる機関とする。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡調整会議を代表する。
- 3 会長は、副会長を指名することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 連絡調整会議は会長が招集し、会長がその座長となる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第4条 連絡調整会議の庶務は、土木部土木総務課において処理する。

## (市町連絡調整会議)

第5条 連絡調整会議に、宮城県内沿岸土木事務所管内毎に震災復興に伴う盛土材市町連絡調整会議（以下「市町連絡調整会議」という。）を置く。

- 2 市町連絡調整会議の会長は、連絡調整会議の会長が指名する。
- 3 市町連絡調整会議の構成員は、別表2に掲げる機関とする。
- 4 第2条及び第3条第2項から第6項までの規定は、市町連絡調整会議について準用する。
- 5 市町連絡調整会議の会長は、その審議状況について連絡調整会議の会長に報告するものとする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年 9月10日から施行する。

別表 1

会 長	(土木部) 土木部次長 (技術担当)
構成員	(環境生活部) 環境対策課 自然保護課 震災廃棄物対策課
	(経済商工観光部) 産業立地推進課
	(農林水産部) 農村振興課 農村整備課 林業振興課 森林整備課 水産業基盤整備課
	(土木部) 土木総務課 事業管理課 道路課 河川課 防災砂防課 港湾課 都市計画課 復興まちづくり推進室 建築宅地課 仙台土木事務所 東部土木事務所 気仙沼土木事務所
	(教育庁) 文化財保護課
	(警察本部) 交通規制課

事務局：土木部土木総務課

別表 2

構成員	(土木部) 各土木事務所 各港湾事務所
	(農林水産部) 各地方振興事務所
	各市町村

事務局：各土木事務所

震災復興に伴う盛土材連絡調整会議組織図

県庁内

会長：土木部次長（技術担当）

（環境生活部）

環境対策課長

自然保護課長

震災廃棄物対策課長

（経済商工観光部）

産業立地推進課長

（農林水産部）

農村振興課長

農村整備課長

林業振興課長

森林整備課長

水産業基盤整備課長

（土木部）

土木総務課長

事業管理課長

道路課長

河川課長

防災砂防課長

港湾課長

都市計画課長

復興まちづくり推進室長

建築宅地課長

（教育庁）

文化財保護課長

（警察本部）

交通規制課長

（市町連絡調整会議会長）

仙台土木事務所長

東部土木事務所長

気仙沼土木事務所長

仙台地区

会長：仙台土木事務所長

（農林水産部）

地方振興事務所農業農村整備部長

地方振興事務所林業振興部長

地方振興事務所水産漁港部長

（土木部）

港湾事務所長

（市町村）

建設担当課長

東部地区

会長：東部土木事務所長

（農林水産部）

地方振興事務所農業農村整備部長

地方振興事務所林業振興部長

地方振興事務所水産漁港部長

（土木部）

港湾事務所長

（市町村）

建設担当課長

気仙沼地区

会長：気仙沼土木事務所長

（農林水産部）

地方振興事務所南三陸支所長

地方振興事務所農林振興部長

地方振興事務所水産漁港部長

（市町村）

建設担当課長

## 東日本大震災復旧・復興事業に伴う盛土材確保に係るガイドライン(案)

### 1 趣旨

東日本大震災に伴う復旧・復興事業にあたり、大量の盛土材の確保が必要である。盛土材は原則として工事間での需給調整や土取場からの購入により、県及び市町が各々確保することが前提となる。

しかし、盛土材の供給量には限りがあり、不足した際には復旧・復興事業の進捗に影響することや無秩序な土取場設置による乱開発が危惧される。

このため、一定のルールを定めて、公的な土取場を設置し、関係者間で調整を行うことで盛土材の安定供給を図るほか、併せて建設リサイクル材及び震災リサイクル材の有効活用を図るものである。

### 2 土取場候補地選定の考え方について

市町が関与して土取場を設置することとし、盛土供給量、土質状況、需要地からの距離や交通状況等を考慮して土取場を選定する。必要に応じて市町を跨ぐ供給や内陸市町村からの供給についても検討の対象とする。

なお、宮城県土地開発公社所有地、市町土地開発公社所有地や線引き都市計画区域の市街化区域編入保留地区（工業系用途を前提とした地区に限る）についてもその活用を検討することとする。

また、土取場の設置に当たっては、土砂採取に係る法手続の他、林地や自然公園、文化財などの許認可を受ける見込みのある区域を選定し、必要な手続きを行う。さらに宮城県環境基本計画に基づく「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」などの各種指針に配慮し、環境負荷の低減、環境保全活動の実施に努める。

#### (1) 土取場候補地の土地利用

開発計画がある場合として、土地利用計画が既に決定している土地の他、復興まちづくりに関連する事業用地、市街化区域編入保留地区でその解除を行う工業系用途の土地、市街化調整区域以外で市町が主導する開発行為を行う土地を土取場とする。

ただし、企業誘致を前提とした土取場を選定する場合は、誘致企業との協定締結など、一定の確度を有するものとする。

開発計画がない場合には、適切に跡地処理を行うものとして土取場とする。

#### (2) 土取場面積

土取場の面積は、既に開発許可済みの土地や復興まちづくりに関連する事業用地を除き、以下のとおりとする。

- ① 開発計画を伴う土取場の場合  
仙台市域内を除き 50ha 未満とする。仙台市域内は 20ha 未満とする。
- ② 土取場としてのみ利用する場合  
20ha 未満とする。

#### (3) 土取場選定の優先順位

開発行為の許可済みまたは今後開発行為の許可を受ける土地を土取場として選定する場合の優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 復興まちづくり関連事業地
- ② 市町の所有地または土地開発公社所有地
- ③ 開発許可済みの民間開発地
- ④ 市街化区域編入保留の解除を行う地区、市町が主導して開発行為を行う地区

跡地利用を伴わず土取場としてのみ利用する場合の選定の優先順位は、以下のとおりとする。

- ① 市町の所有地または土地開発公社所有地
- ② 市町に土取場を提供する民有地

### 3 連絡調整会議について

#### (1) 庁内各課室による連絡調整会議

盛土材採取に伴い必要となる関係法令に基づく許認可などの迅速化及び盛土材の需給調整を行うため、「震災復興に伴う盛土材連絡調整会議」を設置する。

##### ○ 会議構成課（案）

環境生活部 環境対策課，自然保護課，震災廃棄物対策課

経済商工観光部 産業立地推進課

農林水産部 農村整備課，農村振興課，林業振興課，森林整備課

土木部 土木総務課，事業管理課，河川課，防災砂防課，都市計画課，復興まちづくり推進室，建築宅地課

教育庁 文化財保護課

県警察本部 交通規制課

この他，盛土材を利用する事業課として：農村整備課，水産業基盤整備課，道路課，河川課，港湾課，都市計画課

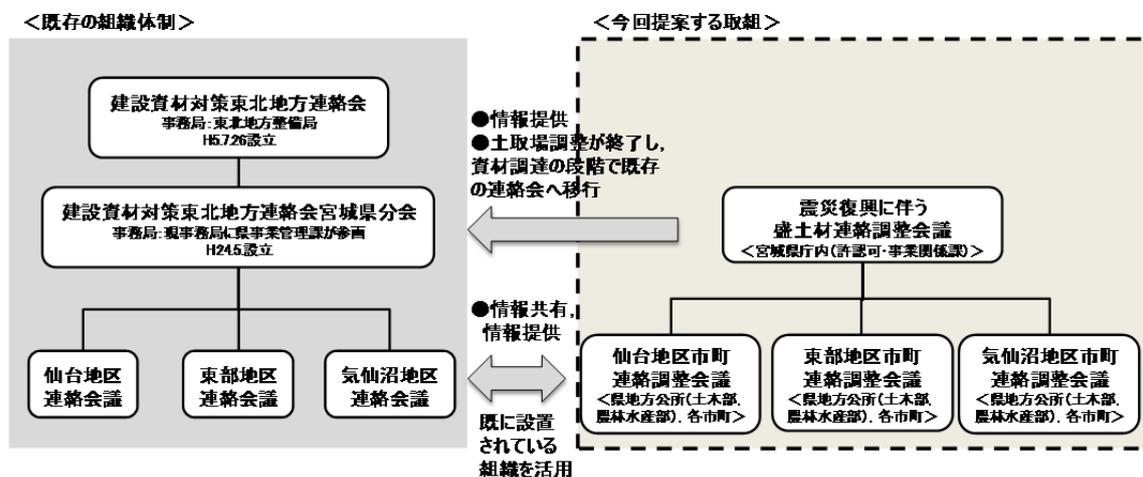
#### (2) 市町及び地方公所による連絡調整会議

復興まちづくりに取り組む各市町間で盛土材の需給調整を行うため、「震災復興に伴う盛土材市町連絡調整会議」を設置する。

○ 会議構成員は，復興まちづくりに取り組む沿岸市町及び関連事業を行う県の地方公所とする。

#### (3) 国との連絡調整

国との連絡調整は，既存の連絡会を活用する。また，土取場調整が終了した段階で資材調整については既存の連絡会へ移行する。



図：既存の組織体制と今回提案する取組の関係

### 4 土取場の法的手続き，管理及び諸費用について

土取場における盛土材採取に係る法的手続きは沿岸市町が設置する場合には，原則として採取地の所在市町が行うこととし，県は必要な支援を行う。市町連絡調整会議関係市町以外に設置する場合には県が主体となり，関係機関と調整を図りながら進めるものとする。

設置した土取場の管理は設置主体である地方公共団体が責任を持って行い，土取場設置から跡地処理が終了するまで適切に管理する。

設置した土取場の跡地処理については，林地開発協議などの許可条件等に基づき，地方公共団体（県や市町）が沈殿池，排水処理施設の設置，採草地や植林の植生の回復等を適切に実施する。

土取場に係る調査，法的手続きに必要な書類の作成及び跡地の処理費用等，土取場設置に伴う諸費用については，盛土を必要とする事業の事業費から支出するものとする。

## 「津波被災地不足土対策連絡調整会議」の設置について

### 1 設置目的

本県の津波被災地の復旧・復興にあたっては約1千500万m<sup>3</sup>以上もの大量の盛土材の不足が見込まれており、スピードが必要な復旧・復興事業の大きな障害となることが懸念されます。

よって関係機関が盛土材の確保について知恵を絞り、緊密に連携を図りながら、事業に必要な盛土材の確保策を策定し実施することにより、復旧・復興まちづくりを円滑・着実に進捗させることを目的とします。

### 2 調整事項

- ① 各地区・各事業における発生土・不足土量情報の共有
- ② 不足する土量の確保策検討

### 3 会議構成員・・・別添のとおり

### 4 事務局

総括：福島県土木部参事（復興・まちづくり担当）

事務局：福島県土木部まちづくり推進課

主幹（復興まちづくり担当）

主査（復興まちづくり担当）

## 「津波被災地不足土対策連絡調整会議」構成員

- 【国関係】 関東森林管理局 磐城森林管理署長  
東北地方整備局 福島河川国道事務所長  
郡山国道事務所長  
磐城国道事務所長  
小名浜港湾事務所長  
復興庁 福島復興局長
- 【県関係】 生活環境部 一般廃棄物課長  
産業廃棄物課長  
農林水産部 農村計画課長  
農村基盤整備課長  
森林保全課長  
相双農林事務所長  
いわき農林事務所長  
土木部 技術管理課長  
道路計画課長  
道路整備課長  
河川整備課長  
港湾課長  
まちづくり推進課長  
相双建設事務所長  
いわき建設事務所長  
相馬港湾建設事務所長  
小名浜港湾建設事務所長
- 【市町村】 (復興まちづくり計画策定済みの沿岸市町)  
新地町 復興推進課長  
相馬市 建設部都市整備課長  
南相馬市 復興企画部企画課長  
広野町 復興課復興建設グループリーダー  
いわき市 都市建設部都市復興推進課長
- 【その他】 ネクスコ東日本東北支社 技術部長